

奈良県告示第十四号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（知事に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年四月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

名称	条項	対象手続等の名称
根拠となる法令又は条例等の名称及び条項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）	第十二条第一項及び同条第六項において準用する同条第一項	感染症の患者の診断又は死体の検案に係る医師の届出

二 適用日

平成二十一年四月十七日